

図郭に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和 7 年 3 月末日現在

総括図

東京都市計画地区計画
田直地区地区計画〔世田谷区決定〕

杉 並 区

世 田 谷 区

調 布 市

狹 江 市

神 奈 川 県

目 黒 区

大 田 区

田直地区

凡 例	
地 域 地 区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度地区(高度利用地区)
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

高度地区等、建蔽率・容積率 敷地面積の最低限度	
A	高度地区等 (記入のないところは無指定)
B	建蔽率・容積率 (記入のないところは無指定)
C	敷地面積の最低限度 (記入のないところは無指定)

防火地域の指定	
	防火指定なし (2重枠)
	準防火地域
	防火地域

都市計画施設	
	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

緑化地域	
指定区域	市街化区域全域
対 象	敷地面積 300㎡以上 における建築行為
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度 を定めています。 緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出 の窓口は、各総合支所街づくり課です。 ※多摩川河川敷以内の区内全域	

日 影 規 制	
3.0	日影規制時間
4.0	日影規制時間
5.0	日影規制時間
6.0	日影規制時間

◆用途地域の路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画
線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環 8 以東)、環状 7 号線の一部
片側(若林 3 丁目)、環状 8 号線の一部、世田谷通りの一部(環 7 か
ら馬事公苑まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。
建築基準法第42条 2 項に該当する道路からの路線式指定は後述位
置より20mです。

1:25,000

世田谷区都市整備政策部都市計画課

本図に示す地域地区等の計画図は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するものでは
ありません。また掲載されている情報以外にも、その他規制がある場合がありますので、詳細につ
いては東京都都市整備局または、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に備え置く指定図で確認して
ください。日影規制の詳細については、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)で確認してください。

【印刷番号】 世田谷区都市計画図 令和 6 年 10 月 29 日

この図は、「世田谷区総合データベース」を基に作成したものです。
【世田谷区総合データベース】の著作権は、世田谷区(株)に帰属します。

東京都都市計画図 15-12 第 1519051 号 図 1519051 号 図 1519051 号